



市報

むらかみ

MURAKAMI

No. 48

2012年

3



2月5日(日)、市営ぶどうスキー場でスノーフェスティバルを開催しました。新イベントの「雪だまストラックアウト」のコーナーでは、多くの人に参加し、数字が書かれた板を雪玉が射抜くと周囲から歓声が上がリ、大変盛り上がりました。

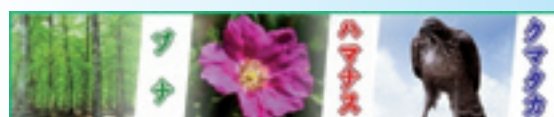
主な内容

- 手続きをお忘れなく…………… 2～3ページ
- 定住の里づくりに向け地域の声を！…………… 4～5ページ
- 村上市生涯学習センター建設工事始まる…………… 6ページ
- 固定資産の評価替えの年です…………… 8～9ページ
- お知らせ版

市の木・花・鳥（平成23年1月20日制定）

元気 “まち” 村上市

-ひとが輝き集う優しさのまちをめざして-



引っ越しの多くなる季節です



春が近づいてきました。春は、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなる季節です。住所が1年以上変わるといったときは、さまざまな手続きが必要になりますので、お近くの窓口で忘れずに手続きをしてください。

なお、3月末ごろになると窓口が大変込み合いますので、早めの手続きをお願いします。

こんなときに届け出が必要です	届出期間	届け出に必要なものなど
市外から引っ越してきたとき	転入届	①届出人の印鑑 ②国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの保険証や医療費助成受給者証など
市内で引っ越したとき	転居届	
市外へ引っ越すとき	転出届	③国民年金手帳 ④転出証明書(転入時)
世帯の代表者が変わるとき	世帯変更届	⑤届出人本人の運転免許証など、身分を証明するもの

*住所の異動届や証明書の交付は、土・日曜日や祝日、市役所閉庁時には対応できませんので、ご了承ください

手続きを お忘れなく

住所異動

学生や単身赴任している人も、1年以上以上家族と違う場所で暮らす場合は、実際に居住する住所地に住民登録をする必要があります。住所を異動しても成人式などは地元で参加できますが、異動手続きをしないと適切な住民サービスが受けられなく

生活室

市民課市民年金室
☎53・2111(内線282)
または各支所市民生活課市民

●問合せ

なったり、異動手続きの指導を受けたりする場合があります。住所や世帯主が変わったとき(左表参照)は、市民課または各支所市民生活課、各連絡所の窓口で手続きをしてください。

水道・下水道

水道・下水道は、使用を始めた日、または使用を中止したい日の5日前までに、次のことを連絡してください。

また、メーターが建物内にある場合は、閉開栓の時に立ち会いが必要となります。

転入のとき

①住所 ②氏名 ③使用を始める日 ④日中連絡がとれる電話番号 ⑤料金の支払い方法(なるべく口座振替でお願いします)

転居・転出のとき

①お客さま番号 ②住所 ③氏名 ④使用を中止する日 ⑤連絡先(引っ越し先の住所) ⑥日中連絡がとれる電話番号
※閉栓時には、料金を精算します。精算方法については、閉栓の連絡をいただいた際にお聞きします

●連絡・問合せ

水道局管理業務室
☎66・6190

または村上水道事務所、各支所産業建設課建設管理室

自動車・バイク

引越しなどにより転出される場合は、手続きが必要です。軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されますので、廃棄および譲渡した場合は、3月中に手続きをお願いします。

なお、市役所(各支所を含む)での手続きの際は、印鑑を持参してください。

車種	届出先
※村上市ナンバーのついた車両 ①原動機付自転車 ②小型特殊自動車	市役所税務課 各支所市民生活課
①軽自動車 ②125cc以上250cc未満の二輪車	全国軽自動車協会連合会 新潟県事務取扱所
①250cc以上の二輪車 ②普通自動車	北陸信越運輸局新潟運輸支局

※市役所で手続きできる車両は、村上市ナンバー(合併前の旧町村ナンバーを含む)がついた車両です
※市役所以外での手続きは、各届出先に確認をしてください

●問合せ

税務課収納対策室

53・2111(内線212)
または各支所市民生活課

国民健康保険

就職や退職などで保険証の切り替えが必要な人は、忘れずに手続きをしてください。

また、国民健康保険に加入している人が大学などに進学するため市外に住所を異動する場合は、引き続き村上市の国民健康保険に加入することができます。転出の届け出の際に申し出てください。

●国保をやめるとき

・ 職場の健康保険に入ったとき
・ 職場の健康保険の被扶養者になったとき

●「手続きに必要なもの」

・ 印鑑、国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証(未交付のときは加入したことを証明するもの)

●国保に入るとき

・ 職場の健康保険をやめたとき
・ 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき

●「手続きに必要なもの」

・ 印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(被扶養者を抹消された証明書、厚生年金等の年金受給者は年金証書)

●問合せ

保健医療課国保室

53・2111(内線252)
254)または各支所地域福祉課保健室

国民年金

次のようなときは国民年金の手続き(申請)が必要です。手続きが遅れると保険料が支払えなくなる場合があります。

・ 60歳前に退職したとき
・ 20歳になったとき
・ (厚生年金や共済年金に加入していない人)
・ 配偶者の扶養からはずれたとき(収入の増加や離婚、配偶者の退職など)

・ 氏名・住所が変わったとき
・ (年金受給中の人で届け出が必要な場合)
・ 海外に住所を異動する人が引き続き、国民年金に加入を希望するとき
・ 海外から国内に住所を異動したとき
・ 共済年金に加入したとき



3月30日(金)・4月2日(月)の2日間市役所の窓口を延長します

市では、3月30日(金)・4月2日(月)、下表のとおり市役所の窓口業務を延長しますので、ご利用ください。時間はいずれも午後7時までです。

主な手続き	担当課 () 書きは、支所の担当課
戸籍・住民票などの証明書の発行、印鑑登録、住所の異動届、国民年金の加入・喪失の届け出、パスポート申請など ※住民基本台帳ネットワーク関連、公的個人認証サービスの業務は行いません	市民課 (市民生活課)
国民健康保険の加入・喪失の届け出、後期高齢者医療保険の各種申請など	保健医療課 (地域福祉課)
介護保険の異動関係届など	介護高齢課 (地域福祉課)
子ども・ひとり親家庭等・重度心身障害者の医療費助成受け付け、受給者証の発行、そのほかの申請受け付け業務など(生活保護および相談業務を除きます)	福祉課 (地域福祉課)
所得・課税証明書(申告していない人は発行できません)、扶養証明書、営業証明書、評価額証明書、納税証明書、資産証明書、軽自動車税納税証明書(車検用)、名寄帳の写しの発行など	税務課 (市民生活課)

・ 各支所でも上記と同じ業務を行います。各連絡所は行いません。
・ 市民課と税務課は、3月29日(木)と4月3日(火)も窓口延長を行います。また、各支所市民生活課は、3月29日(木)にも行います。

※経済的な理由から保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度がありますので、ご相談ください

●問合せ

市民課国民年金室

53・2111(内線285)
または各支所市民生活課市民生活室

平成23年度 地域審議会

定住の里づくり

地域の声を!

「(仮)定住の里づくりアクションプラン(素案)」に対する答申書を提出



地域審議会とは?

合併前に5市町村単位で設置した地域審議会は、①合併市町村基本計画の変更や執行状況、②地域振興のための基金の活用、③予算編成の際の事業等の要望に関する事項、④基本構想、各種計画の策定および変更、⑤その他市長が必要と認める事項のうち、市長の諮問に対して答申を行います。また、地域の施策などについて、市長に対し意見を述べることができます。



定住の里づくりアクションプランとは
第1次村上市総合計画(平成21～28年度)では、まちの将来像を「元氣・eまち・村上市」としています。その将来像の実現に向けた重点的な取り組みを『定住の里づくり』とし、産業元気づけプロジェクト、交流・体験プロジェクト、健やか・子育て応援プロジェクト、人づくりプロジェクト、暮らし応援プロジェクトの5つのプロジェクトを中心にまちづくりを進めています。市では、平成24年度に後半4年間(平成25～28年度)の後期実施計画の見直し作業に入りますが、『定住の里づくり』をさらに進めるために、5つのプロジェクトおよびそれぞれの地区で特に力を入れて取り組むべき施策の方向について「定住の里づくりアクションプラン」としてまとめ、その素案を地域審議会に諮問しました。

●問合せ
政策推進課企画政策室 ☎53・2111(内線532)
または各支所地域振興課自治振興室

素案について 地域審議会で議論

諮問を受け、各地区とも4回の審議会を開き、各分野の委員からさまざまな意見が出されました。

これらの意見を地区ごとに「答申書」としてまとめ、2月15日、市長に提出しました。

市では、地域審議会の意見を後期実施計画の中にできる限り盛り込み、来年度の早い時期に公表します。



お礼のあいさつする大滝市長

※答申書全文につきましてはホームページでお知らせしています

村山地区

◆5つのプロジェクト

- (1) 産業元気
 - ・ 農林漁業の6次産業化や農工商が連携しやすい枠組みについて研究を進めること
 - (2) 交流・体験
 - ・ 空き家バンク制度の充実とともに、移住定住者への支援策を積極的に取り入れること
 - (3) 健やか・子育て応援
 - ・ 休日保育等の導入や医療費支援等の施策に力を入れること
 - (4) 人づくり
 - ・ 地元が必要とする分野への特別な支援等を含めた奨学金制度の研究を進めること
 - (5) 暮らし応援
 - ・ 企業誘致を進めるとともに、市外で働く市民への生活支援策について研究すること
- ◆各地区の取り組みについて
- ① 村上駅周辺の活性化
 - ・ 村上総合病院の建設地について、早急な方向性を示すこと
 - ② 中心市街地の活性化
 - ・ 美しい景観や歴史・風土を活かしたまちづくりの方向性を示すこと
- 第1次産業の活性化は、第2次、第3次産業の活性化のためにも欠かせないものであり、農林水産業の振興にも力を入れること

荒川地区

◆5つのプロジェクト

- (1) 産業元気
 - ・ 地域の農産物が地域で消費される仕組みづくりの検討
 - (2) 交流・体験
 - ・ 宅地化推進等の住環境整備に取り組むこと
 - (3) 健やか・子育て応援
 - ・ 人と人とのつながりを育むよう多面的効果を重視して事業を推進すること
 - (4) 人づくり
 - ・ 地域文化を育成する支援策を充実させること
 - (5) 暮らし応援
 - ・ 公共交通体系の整備は、最大限利便性を向上させること
- ◆各地区の取り組みについて
- ① 清流荒川を活かした産業の活性化
 - ・ 河川や周辺整備、ブランド化などを進めること
 - ② 坂町病院活性化のための環境整備
 - ・ 坂町病院の医療体制を充実させること
- 近隣地域のベッドタウンと位置付け、企業誘致と連携して進めるべきと考える人が定着できるまちづくりは産業、地域経済の活性化や医療体制の充実にも結びつくものと考ええる

神林地区

◆5つのプロジェクト

- (1) 産業元気
 - ・ 市全体での6次産業化への取り組みと地域からの雇用創出が必要であること
 - (2) 交流・体験
 - ・ 魅力ある都市であるということをアピールし、その一環として市内の道の駅をより一層魅力的にすることが必要であること
 - (3) 健やか・子育て応援
 - ・ 食育と運動の連携など施策を横断的に実施すること
 - (4) 人づくり
 - ・ 地域の支援事例を紹介しながら、今までの協力を得ることが必要であること
 - (5) 暮らし応援
 - ・ 災害時の要援護者の把握など対応への不安解消を図ること
 - ・ 誰にでも優しいまちづくりのため、きめ細かな対応が必要であること
- ◆各地区の取り組みについて
- ① 地域資源を活かした地域の活性化
 - ・ 隣接する地区と地域資源のゾーニングを生かし、交流人口の拡大を図ること
 - ② 農業を中核とした活性化
 - ・ 地域の基幹産業である農業の多角的な面を捉え、魅力ある産業として取り組むこと

朝日地区

◆5つのプロジェクト

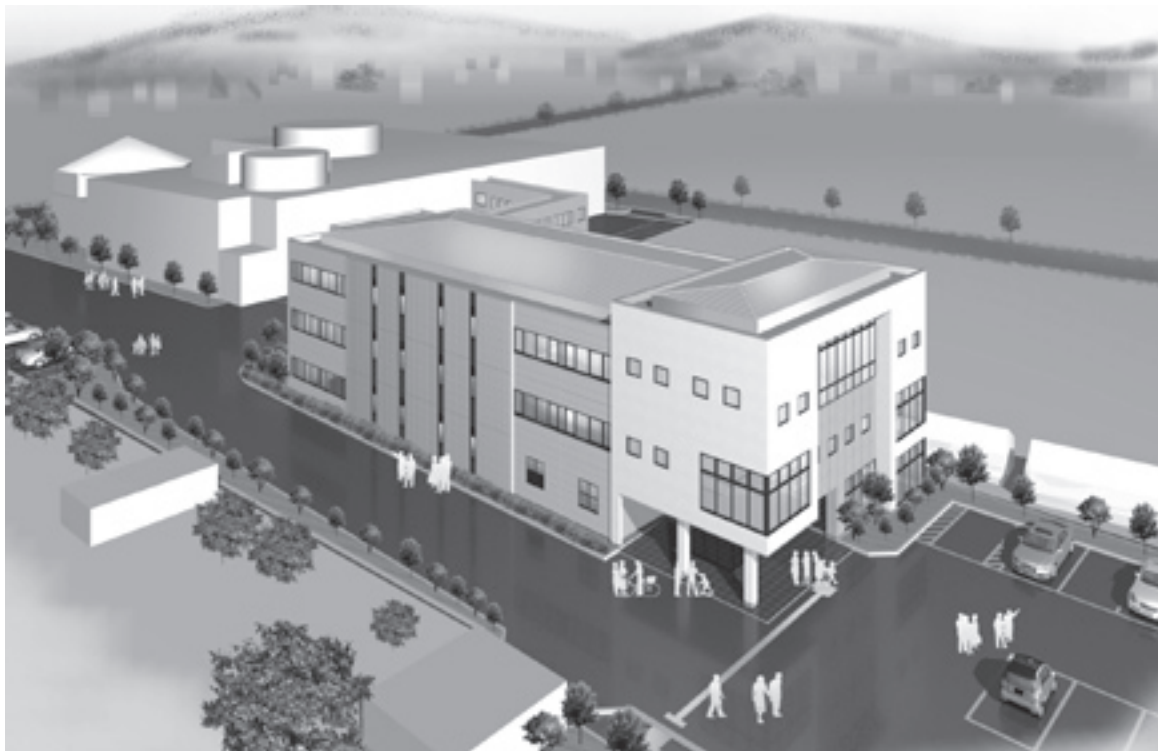
- (1) 産業元気
 - ・ 遊休土地、耕作放棄地に対する施策が必要であること
 - (2) 交流・体験
 - ・ 耕作放棄地を花畑にするなど新たな手法を検討すること
 - (3) 健やか・子育て応援
 - ・ 地産地消と食育の観点から学校給食においては、これまでに以上に地元産食材の使用拡大を図っていく必要があること
 - (4) 人づくり
 - ・ 家庭・地域・学校が一体となった教育環境づくりにおいては、子どもの目線から見ただ教育環境の整備を検討すること
 - (5) 暮らし応援
 - ・ 地域住民が利用しやすい仕組みをさらに検討すること
 - ・ 高校生の通学など就学支援の視点から制度を検討すること
- ◆各地区の取り組みについて
- ① 朝日みどりの里を拠点とした地域の活性化
 - ・ 高速道路全線開通に向けみどりの里の計画的な維持補修、設備投資を行うこと
 - ② 豊かな自然を活かした観光の振興
 - ・ スーパーラインの交通の確保について新潟県、山形県に要望すること

山北地区

◆5つのプロジェクト

- (1) 産業元気
 - ・ 市独自の主体的な制度を確立し、確実に地場産業を振興すること
 - (2) 交流・体験
 - ・ 農地無償利用等の優遇措置により農村生活愛好者の定住促進に取り組むこと
 - (3) 健やか・子育て応援
 - ・ 病院の整備拡充を早急に進めること
 - (4) 人づくり
 - ・ 少子化への対策を速やかに実施すること
 - (5) 暮らし応援
 - ・ 青年層の社会参加を促す取り組みを行うこと
 - ・ 伝統文化の継承対策に取り組むこと
- ◆各地区の取り組みについて
- ① 地域資源を活かした産業の創造支援
 - ・ 6次産業化のために地域内外への協力要請と指導体制を早急に確立すること
 - ② 交流拡大による定住促進
 - ・ 農山漁村生活の体験交流を拡大し、住民の生きがいづくりと農村生活愛好者の定住促進に取り組むこと

村上市生涯学習センター建設工事始まる



平成22年度から準備を進めてきた村上市生涯学習センターの建設工事が、1月から始まりました。

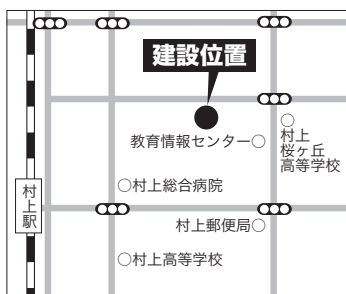
この施設は、旧村上警察署跡地に建設される鉄骨造り、地上3階建ての建物で、隣接する教育情報センターと2階部分を渡り廊下で結び、両施設を一体的に利用できます。

また、現在の村上地区公民館が老朽化していることから、完成後は、村上地区公民館の機能を移転する予定です。

■基本概念

憩い、交流、学び、活力を育む生涯学習の拠点

この施設は、教育情報センター・中央図書館の機能を補完



し、より有効な施設利用を図るため、隣接して建設することで生涯学習ゾーンの形成を図り、市民の交流と新たな学習支援を推進することを目的としています。

こうした目的を達成するため、「憩い、交流、学び、活力」を育む生涯学習の拠点となることを基本理念に、市民一人ひとりが自ら学ぼうとする意欲や行動、学習活動を総合的に支援し、市の生涯学習を推進する上で中心的な役割を果たす施設になるものです。

■施設概要

◆1階

- キッズルーム(39・61㎡)
- ボランティア室(34・69㎡)
- 学習室1(67・27㎡)
- 学習室2(47・68㎡)

◆2階

- 調理実習室(88・74㎡)
- 試食室・喫茶室(56・10㎡)
- 大会議室(101・66㎡)
- 中会議室(67・27㎡)
- 小会議室(47・68㎡)

●問合せ

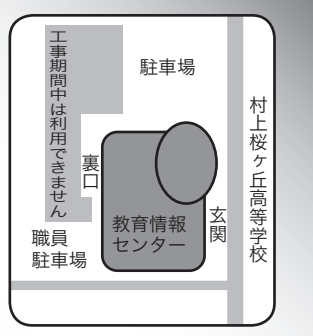
生涯学習課社会教育推進室
72・6881

◆3階

- 多目的ルーム(119・05㎡)
- 音楽室(81・13㎡)
- 創作室(83・40㎡)
- 研修室(67・27㎡)
- 和室1(10・0畳)
- 和室2(12・5畳)

■教育情報センター駐車場について

12月末までの建設工事期間中は、駐車場が一部利用できなくなります。教育情報センターをご利用の場合は、乗り合わせや公共交通機関をご利用くださるようお願いいたします。また、大型の工事車両が入り出することもありますので、ご利用の際はご注意ください。



実行性のある取り組みを

(行政改革推進委員会答申)

市では、住みよいまちづくりを行っていく確かな基盤づくりのために行政改革に取り組んでいます。

今年度は、市の組織機構をこれまでの部制から課制へと再編し、職員数の減少に対応した効率的・効果的な体制としたことを始め、従来からの職員数の削減、補助金の公表および指定管理者制度の推進などのさまざまな取り組みを行ってきました。

行政改革の推進に当たっては「行政改革推進委員会」に審議をいただきながら進めており、このたび、平成23年度の諮問に対する答申がまとまりましたので報告します。

◆ 審議内容

「村上市行政改革大綱前期実施計画の平成22年度取り組みに対する意見について」

平成21年度に策定した「行政改革大綱前期実施計画」では、行政改革の取り組みに対する評価を行い、その結果を公表することとしています。

平成22年度の取り組みについて、市としての内部評価を行った後に委員会に諮り、意見をいただきました。

答申内容（抜粋）

職員としての資質向上や意識改革につながる取り組みが遅れている項目が多く見られます。その理由について掘り下げた検証を行うとともに、全く取り組みがされていないものでありながら、理由、反省の記述のないものもあり、改善を求めます。客観的に問題点や気づいた点があった場合は、担当部署のみでなく、市行政組織全体でその情報を共有し、改善につなげるシステムの構築を強く要望します。

また、なぜその取り組み内容が行政改革大綱前期実施計画に掲載されているのかという本質を忘れた評価になっては、せっかくの取り組みが生かされないどころか、違う方向へ進む可能性もあります。あくまでも、行政改革は「手段」であって「目的」ではないということを改めて認識することが必要です。

地方自治体の基本は自治であり、自治を高めることが原点です。どのような問題でもこの原点の上に立ち、思考することで課題や展望が見えてくるものであり、行政改革を進める中で支所機能の強化および本庁の役割の見直しを進めることで、地域自治の醸成を望むものです。

多忙な中、時間を割いて検討し推進している項目も多く、その努力を高く認めるとともに、今後一層、全市民が「合併してよかった」と実感できる取り組みを求めます。



－ 会長から副市長へ答申 －
(第5回委員会)

行政改革推進委員会とは

民間の有識者10人からなる委員会で、市の行政改革に対して調査および審議をし、意見をいただいています。



会議の様子
(第4回委員会)

◆ その他

行政改革推進委員会ではこのほか、村上市が今後取り組みを予定している行政外部評価制度の構築に向けた模擬実施や、施設見直し計画などの各種計画の進捗状況についての報告が行われました。

※答申文以外のご意見や会議資料、会議要約などは、市ホームページですべてご覧いただけます。トップページ左下の「村上市行政改革」(青いバナー)をクリックしてください

● 問合せ

財政課行政経営係

☎ 53・2111(内線327)

平成24年度は

固定資産の評価替えの年です

平成24年度は、3年に一度の固定資産の評価替えの年であるため、土地と家屋の評価額を見直しています。

今回の評価替えは、平成20年に合併して初めての本格的な評価替えとなります。税負担の公平のため、市内同一基準により、土地(主に宅地)の評価方法を統一します。

●問合せ

税務課資産税係

☎53-2111 (内線226~228)

評価替えとは

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在で、土地・家屋・償却資産を所有している人が納める税金です。税額は、固定資産評価額をもとに算出しますが、この評価額を3年に一度見直します。

本来であれば、毎年度、その資産の価値に応じて評価替えを行い、「適正な時価」をもとに課税を行うことが、納税者間の税負担の公平を図ることになります。

しかし、膨大な数の土地・家屋について、その評価を毎年度見直すことは、実務的に不可能であることや、課税事務の簡素化を図り、徴税コストを最小に抑える必要もあることから、地方税法では、3年ごとに固定資産の価格を見直す制度がとられています。

土地の評価

土地の評価は、総務大臣が定めた「固定資産評価基準」によつて、地目別に定められた評価方法により評価することとなっています。

(1)地目

固定資産税の評価上の地目は、田・畑・宅地・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野・雑種地をいいます。これは、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日(賦課期日)の現況地目によります。

地目の認定は、現況の利用状況を重点において土地全体で認定します。

(2)地積

地積は、原則として登記簿に記載されている地積により評価します。

(3)価格(評価額)

価格は、売買実例価格をもとに算出した正常売買価格により、「適正な時価」を求めます。宅地については、不動産鑑定価格を活用し、価格の7割を目途となるように評価します。

※適正な時価とは、特別な事情のない「通常の取引」で成立する価格のことをいい、宅地は市から委嘱を受けた不動産鑑定士が算出します

■宅地とは

宅地とは、「建物の敷地、建物の維持、建物の効用を果たすために必要な土地」をいいます。宅地かどうかの認定には、「建物」の有無を参考にします。

ただし、建物がある敷地だけでなく、次のような土地も宅地として評価します。

- ・ 現に建物が建築されていない土地でも、土地全体としての現況や、使用実態からみて建物の敷地のために用いられることが明らかな土地
- ・ 敷地内にある小規模な農地、いわゆる家庭菜園
- ・ 敷地内の通路のような土地、建物に付随した庭園や駐車場
- ・ 防水または暴風のために樹木を育成している土地(植栽部分)
- ・ 分譲宅地

■宅地の評価方法の統一

宅地は、商業地や住宅地などの利用状況に応じて区分し、評価しますが、今回の評価替えに伴い、市内同一基準による、区分の見直しと評価方法の統一を図ります。

主な内容は、それぞれの画地(原則は一筆一画地)の「間口」や「奥行」、「形状」などの状況を価格に反映させる統一した画地計算と、路線価の算出方法を統一します。なお、画地計算により、一画地ごとに計測して、評価額を算出します。

※画地とは、宅地を形成する原則一筆の土地です。ただし、利用状況により、二筆以上の土地を合わせる場合や、一筆の一部分をもって一画地とすることもありま

税額への影響

■宅地

商業地や住宅地などの利用状況に応じて再区分を行うことにより、一部の地域では、価格水準が見直される場合や評価方法の統一により評価額が上昇する宅地があります。

ただし、税額が急増しないようにするため、なだらかに税負担を引き上げる負担調整措置を行います。

■その他の地目

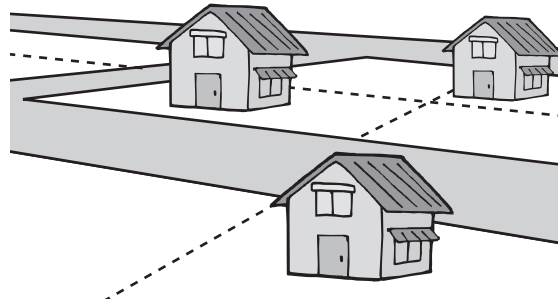
旧市町村での評価方法が同じであったため、今回の評価替えでは見直しは行いません。また、税額への大幅な影響はありません。

【家屋】

平成23年中に新築または増築をした家

屋は、平成24年評価基準で評価額を決定します。それ以外の家屋は、平成23年度の評価額と平成24年評価基準に基づいて計算した評価額を比較し、いずれか低い方を評価額にします。

なお、平成20年に住宅を新築した人は、平成23年度で3年間の新築住宅の減額措置が終わり、本来の税額に戻りますのでご注意ください。



【償却資産】

平成23年中に増加した資産は、評価基準に基づいて評価額を決定します。

異動のない資産は、資産ごとに耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を決定しています。

土地・家屋価格等縦覧帳簿を開示します

納税者が、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断できるようにするため、土地・家屋価格等縦覧帳簿を開示(縦覧および閲覧)します。

なお、土地と家屋の評価額は、4月中旬に固定資産税の納税通知書と一緒に送付する課税明細書でも確認できます。

期間 4月2日(月)～5月1日(火) 午前8時30分～午後5時15分

ところ 税務課、各支所市民生活課



※縦覧とは

納税者が、ほかの固定資産(土地・家屋)の評価額と比較し、自分の土地や家屋の評価額が適正かを判断できる制度です。

※閲覧とは

自分の固定資産(土地・家屋・償却資産)を確認することができる制度です。また、借地・借家人も借りている土地・家屋について閲覧できます。

村上市長選挙・村上市議会議員一般選挙

立候補予定者説明会

4月15日(日)に執行予定の村上市長選挙および村上市議会議員一般選挙に立候補を予定している人(立候補予定者)への説明会を開催します。

立候補予定者は、必ず参加してください。

- ◆期 日 3月21日(水)
- ◆時 間 【市長選挙】 午前10時～
【市議会議員一般選挙】 午後1時30分～
※選挙の種類ごとに開催しますので、お間違いのないようお願い
します
- ◆会 場 総合文化会館 公民館ホール(朝日支所隣)
- ◆お願い 会場の都合により立候補予定者1人につき、参加者数を
2人までとさせていただきます。ご協力をお願いします。
- 問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎53-2111(内線421)



明るい選挙キャラクター
「選挙のめいすいくん」

平成23年度

村上市スポーツ振興推進懇談会
2月11日(祝) 総合文化会館

地域と密着していくこと、それが大切

池田氏は、スポーツが地域に与える影響はとても大きく、自分たちの地域にチームがあることは地域の誇りである。そのチームを地域がさまざまな角度から支援することで、チームもまた地域活動に参加するなど、地域と人が深くかかわって密着していくことが地域の活性化に繋がると話されていました。

■参加者から…

- ・地域密着型の仕組みがわかり、勉強になりました。
- ・自分たちの地域に誇りを持つことの大切さを知りました。

など

●問合せ

生涯学習課スポーツ推進室
☎72-6886

市教育委員会や市体育協会、市スポーツ少年団主催の「スポーツ振興推進懇談会」が開催されました。今回の懇談会は、NSGグループ代表でアルビレックス新潟潟取締役会長の池田 弘ひろむ氏をお招きして「地域おこしの中でスポーツが果たす役割」という題目で講演していただきました。

池田氏は、スポーツが地域に与える影響はとても大きく、自分たちの地域にチームがあることは地域の誇りである。そのチームを地域がさまざまな角度から支援することで、チームもまた地域活動に参加するなど、地域と人が深くかかわって密着していくことが地域の活性化に繋がると話されていました。



講師 池田 弘ひろむ 氏

健康管理は医療費の

抑制につながります

村上市の高齢化は急速に進んでおり、平成21年度では、市の人口のうち65歳以上の人が占める割合は31・4%であり、県内30市町村の中で第9位となっています。

また、市の国民健康保険に加入している人は、65歳以上75歳未満の人が最も多く、その加入率は約37%です。

病気やケガをした場合に医療機関へ支払う医療費は、3割が自己負担で、残り7割を国民健康保険などの医療保険で負担しています。その医療保険が負担する額（7割のうち、約80%を国などが、残りの約20%を加入者が国民健康保険税として負担しています）。

この医療費は、入院や先進医療などを受けると高額になる場合があります。その場合は、3割の自己負担額に、所得に応じた上限額（自己負担限度額）を設け、それを超えた分については国民健康保険などが支払います。

医療費は、毎年増加しており、その上昇に歯止めがかからない状況です。医療費の増加は、国民健康保

険税や医療機関に支払う自己負担額を増やし、私たちの生活に影響を及ぼします。

先進医療の発達とそれをサポートする保険制度は、私たちの健康を支える大切なものです。予防することが難しい難病もあります。患者さんが最も多い生活習慣病は、普段の生活の中で、ちょっとした工夫により予防できます。

予防することは、医療費を抑え、生活に余裕を生むとともに旅行などの趣味を広げることにもつながります。

自身の健康状態を把握して生活の改善を図り、適度な運動を続けることが、あなたの健やかな生活を守り、結果として医療費の抑制につながります。

医療費が増える主な要因

次の2点が主な要因とされています。

○ガンなどの重い病気

この場合、1か月にかかる医療費が数十万～数百万円と高額なうえに、支払いも長期間に渡ります。このため、国民健康保険が1人分の医療費として支払う年額が1千万円を超える例も少なくありません。このような高額なものは今後、さらに増えることが見込まれます。

○生活習慣病と分類される病気

虚血性心疾患や脳血管疾患、糖尿病などといった病気で、普段の食生活に密接にかかわってきます。気づかないうちに病気が進行し、深刻な状況になる人が増えています。

●問合せ 保健医療課 ☎53-2111

- ・医療費など 国保室（内線251～254）
- ・生活習慣病など 健康支援室（内線261～263）

野菜を毎日食べよう

「健幸バン菜運動」に参加しましょう

市では、「健幸バン菜運動」を行っています。これは、野菜を毎日食べて生活習慣病を予防しようという運動です。

野菜には、ビタミン類や食物繊維、カリウム、カルシウムなどが多く含まれています。特にビタミン類は、体内でさまざまな栄養素の働きを円滑にしたり、身体の機能を調整したりします。ビタミン類は、体内で合成されないため、食べ物からしか摂取できません。また、ビタミンA・C・EをビタミンACE（エース）といい、これらには、抗酸化作用があるので野菜を摂ることはとても大切なことなのです。

■抗酸化作用とは・・・

活性酸素から身体を守る作用を言います。活性酸素は、ガンや脳卒中などの発症原因ではないかと言われています。



「健幸バン菜運動」イメージキャラクター「ビタミンACE(エース)マン」

高額な外来診療を受ける皆さんへ

平成24年4月1日から

「認定証(限度額適用認定証など)を提示すれば、医療機関での窓口の支払いが一定の金額ですみます」

高額な外来診療を受けると・・・

3/31まで

医療機関などでの窓口負担額が1か月の自己負担限度額*1を超えた場合でも、いったんその額を支払い、後で高額療養費としてお返ししています



4/1から

「認定証等」*2を提示すると…
窓口での支払いが一定の金額ですみます
「認定証等」を提示しない*3と…
左記の3月31日までと同様に、窓口負担額を支払った後、限度額を超えた分は後日、高額療養費として返ってきます

- ※1 医療費の自己負担限度額は、世帯の所得状況に応じて設定されています。また、複数の医療機関を受診された場合は、それぞれの医療機関ごとに自己負担限度額までの支払いが必要になります（高額療養費の支給対象となる場合は、後日各保険者から通知されます）
- ※2 認定証等とは、次の4つのことをいいます
 - ・限度額適用認定証
 - ・限度額適用・標準負担額減額認定証
 - ・高齢受給者証
 - ・後期高齢者医療被保険者証
- ※3 この場合、国民健康保険は支給申請案内を送付します。後期高齢者医療制度は初回のみ支給申請案内を送付します

認定証の交付が必要な人は

医療機関の窓口で提示する認定証（限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証）が必要な人とそうでない人がいます。

1 認定証が必要な人

70歳未満の人および70歳以上の市民税非課税世帯の人

→ 認定証の交付を受けてください。交付を受けた後、医療機関で認定証を提示してください。

2 認定証のいない人

70歳以上、75歳未満で市民税非課税世帯ではない人

→ 医療機関では、「保険証」と「高齢受給者証」を提示してください

75歳以上で市民税非課税世帯ではない人

→ 医療機関では、「後期高齢者医療被保険者証」を提示してください

認定証の交付を受けるには

国民健康保険被保険者証（保険証）または後期高齢者医療被保険者証と印鑑を持って、保健医療課国保室または各支所地域福祉課保健室の窓口で手続きしてください。

※平成24年3月以前に交付された認定証を持っている人は、4月1日を過ぎても記載されている有効期限まで利用できます

■詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。また、全国健康保険協会や共済組合など他の健康保険に加入している人は、各保険者にお問い合わせください

●問合せ・申請先

保健医療課国保室 ☎53 - 2111（内線252～254）または各支所地域福祉課保健室

村上市の5つの事業に新潟県からの助成金が活用されました

新潟県企業局では、水力発電施設の円滑な管理や運営を維持する目的から、施設が在る市町村の振興に役立つ事業に対して助成（県営発電所所在市町村地域振興助成金）を行っています。

この助成金は、次の5つの事業に活用されました。

- ・ 鮭増殖の稚魚導入事業（鮭稚魚の放流）
- ・ さけの森林づくり事業（三面川流域の森林の整備・保全）
- ・ 緑の少年団育成事業（緑の少年団の活動費）
- ・ 奥三面ダム周辺整備事業（ダム周辺の市道の安全施設の整備や草刈り）
- ・ 奥三面遺跡群資料の公開・活用事業（郷土の歴史学習・体験学習）



鮭増殖の稚魚導入事業



緑の少年団育成事業



さけの森林づくり事業

●問合せ 政策推進課企画政策室（市役所本庁 ☎内線533）

4月1日から介護保険の住宅改修費などの「受領委任払い」を始めます

現在、介護保険での福祉用具購入費や住宅改修費（介護予防を含む）については、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後市へ申請して支払った費用の9割分の支給をうける「償還払い」を原則としていますが、新たに「受領委任払い」という制度も利用できるようになります。

■受領委任払いとは

利用者が、保険対象額の1割分と保険対象外分だけを事業者を支払い、残りの9割分は市が直接事業者に支払うものです。利用者が一時的にでも全額支払わなければならないという金銭的負担を軽減するための制度です。

■利用上の注意

次のような場合は、この制度を利用できません。

- ・ 介護保険料を滞納している
- ・ 要介護認定の申請中である
- ・ 入院または介護施設に入所している など

※市に登録した事業者（登録事業者）でなければ、この制度を利用できません。事前にご確認ください

■登録事業者を募集しています

市では、受領委任払い制度を取り扱う事業者（登録事業者）を募集しています。登録を希望する場合は、申請が必要ですので、申請書を市ホームページからダウンロードして申請してください。

詳しい制度内容については、窓口へ備え付けてあるパンフレットまたは市ホームページをご覧ください。担当までお問い合わせください。

●問合せ・申し込み 介護高齢課介護保険室（市役所本庁 ☎内線361～363）
または各支所地域福祉課福祉室



1/22

ぺったん
もちつき大会
(長政公民館)

子どもからお年寄りまで、地区住民が一堂に会して行われた「もちつき大会」。雑煮やあんころ餅が振る舞われました。

長政区では、昨年の夏祭りに「子ども台輪」を復活させるなど、地区を活気づけようと、さまざまなイベントに挑戦しています。

むらかみの話題

市内で行われた催しや、出来事を紹介しています。



1/29

縄文の里・朝日
冬まつり
(岩崩・縄文の里)

毎年恒例の冬まつりが行われました。

一番人気は宝探しコーナー。雪原に見え隠れする宝を熱心に探していました。また、スノーアートコンテストなどのほか、今年は新コーナーに「雪玉ストラックアウト」が加わり、参加者は盛りだくさんのイベントを満喫していました。



1/27

地域と連携して
元気に授業
(砂山小学校)

神林地区の小学校では、NPO法人希楽々が文部科学省から受託した「スポーツコミュニティの形成促進事業」を実施しています。

砂山小学校では、3・4年生がダンスによる表現運動に挑戦し、希楽々から派遣された指導者のもと、みんな元気に踊っていました。



1/31

みんな楽しく
健康づくり
(神林農村環境改善センター)

老人クラブ神林地区女性部の研修会が開催されました。午前には胃に優しく消化の良いメニュー6種類の調理実習を行い、午後はみんなで音楽に合わせて体を動かすレクダンスに挑戦しました。

みんなでおいしい食事と運動を楽しむことで、ますます健康づくりの輪が広がりました。



1/30

「奥深い将棋の
世界によつこそ」
(荒川中学校)

荒川中学校では、地区の将棋クラブの皆さんを指導者に迎え、「将棋道場」を開催しています。

参加している生徒の一人は「面白半分で行きつけの将棋道場に申し込んだが、将棋の面白さにのめり込んでしまい、毎回楽しみに参加しています。」と話してくれました。



2/5

雪山の景色を満喫
「鯨山水汲みツアー」
(大毎集落)

集落から6キロ程離れた深山の名水「鯨山水」を求めて80人がツアーに参加しました。水汲み場では、スノーモービルの試乗を楽しみ、昼食には、熊汁やクルマみその焼きおにぎりを味わいました。参加者からは、「簡単には見られない大雪原の景色に感動しました」との声が聞かれました。



2/3

声高らかに
「鬼は外ーっ!」
(若林家住宅)

郷土資料館が毎年開催している豆まきに村上小、村上南小、猿沢小の1～3年生の児童28人が参加しました。豆をまく役に選ばれた3人の児童が「鬼は外ーっ!」と豆をまくと、自分の心に住む鬼をイメージしたお面をつけた鬼役の児童たちが一斉に豆を拾い、「おいしい」と笑顔で豆を食べていました。



2/12

老若男女が楽しんだ
ふれあい芸能の祭典
(市民ふれあいセンター)

日ごろから練習した成果を遺憾なく披露した今回の祭典。参加した28団体は、舞踊や民謡、箏曲、ダンス、和太鼓などと、それぞれの芸能を持って会場を沸かせていました。

来場した700人の観客からは、登場したすべての団体へ惜しみない拍手が注がれていました。



2/5

第20回
大須戸芸能祭
(大須戸集落)

大須戸集落が隔年で開催している芸能祭が、集落担い手センターで行われました。集落の保育園児から老人会まで計17組約120人が、舞踊や劇、ダンスなどこの日のために練習した成果を披露しました。200人を超える観客は、出演者の皆さんに惜しみない拍手を送っていました。



2/15

元気に大きな声で
「せーの、シュート!」
(瀬波保育園)

瀬波保育園では、組ごとに「誰のコマが長く回っているか」を競う、コマ回し大会が行われました。園児たちは、保育士の掛け声で一斉にコマを回し、上手く回ると「回ったあ!」と叫び、喜んでいました。また年長組は、回したコマを手ですくって、手の平で回す「技」を披露しました。



2/12

第16回「スノーマンが
やってきた!」
(山北地区)

若者地域づくり団体「夢21・さんぼく塾」主催のイベントが行われ、今年も大勢の人で賑わいました。「雪上宝探し」のルール説明では、子どもたちの小さな返事に「お返事は元気よく、もう一回!」と呼びかけるなど、地域づくりを通して笑顔で人づくりも行う光景がありました。

心と体は！保健師です

「手軽に簡単にできるウォーキング、始めてみませんか」

「ウォーキングは身体に良い」と言うことは皆さんご存知かと思えます。今回は、手軽にできる「ウォーキング」についてお話しします。

■ウォーキングの効果

体内に溜まった脂肪を減らすために有効なのが有酸素運動で、この運動の代表がウォーキングです。

ウォーキングは、ダイエットやストレス発散、疲労回復に効果があります。

また、高血圧や糖尿病などの生活習慣病、うつ病や認知症の予防など、心身に与える効果は幅広いものがあります。

■ウォーキングを始めませんか

運動をしない理由に「時間がない」「きつかけがない」ということをよく聞きます。ウォーキングは、普段の生活の中でも「買い物は車を使わずに歩く」「休日ちよつと歩いてみる」といったことから始めてみませんか。「それもなかなか…」という人には、市や地域などが行っているウォーキング教室に参加してみてもいいかもしれません。ウォーキングの楽しさや爽快感を体験できます。

■ウォーキングの注意点

①水分補給

ウォーキング中は、知らないうちに水分が失われています。のどが渴いたと感じなくても、小まめに水分補給をしましょう。真夏でない限り、水道水で十分です。

②速さ

自分のペースで無理なく歩くことが大切ですが、慣れてきたら歩幅を広くするなどしてみましょう。運動効果がアップします。

③歩く前と後でしっかりとストレッチ

ウォーキングの前後でふくらはぎやアキレス腱などのストレッチを行います。ウォーキングの前はけがの予防、後は疲労回復につながります。



●問合せ 保健医療課健康支援室

☎ 53・2111 (内線261)

または各支所地域福祉課

「食」に関心を持ちましょう

家庭ですすめる食育

「お父さん」は、「食生活」や「食」について、どのような関心を持っているでしょうか。市が実施した「食育に関するアンケート」結果によると、食事づくりに関わっているお父さんの割合は、「ほぼ毎日」が24%、「週2〜3回」が20%、「休日のみ」が21%、「しない」が40%であり、お父さんの食育への意識や関心が低いようです。(平成21年度調査)

家族で楽しく調理したり、食べたりすることは、子どもが食事のマナーを身に付け、食への関心を深めることにつながります。子どもが将来、食を通じて健康な大人になるために、お母さんだけではなく、お父さんの協力も必要です。食器並べや盛り付け、食事づくりなど、子どもにさまざまな体験を積み重ねてあげましょう。

今回は、たくさんの野菜を上手に摂ることができると子どもに大人気のメニュー「ピビンバ」を紹介します。



レシピ紹介「ピビンバ」

(材料2人分)

ご飯…適量 牛肉…120g

戻しゼンマイ…80g

モヤシ…1/4袋 人参…1/4本

ホウレンソウ…1/2束 卵…1個

しょうゆ…小さじ1 白コマ…小さじ1

サラタ油…小さじ1

A ニンニク小さじ1/2、シヨウガ小さじ1/2、しょうゆ大さじ1/2、

酒小さじ1、ゴマ油大さじ1/2

B 長ネギ5cm、砂糖・酒各小さじ1、

しょうゆ・酢各大さじ1/2、塩・コシヨウ少々、豆板醬少々、水大さじ1

／2、ゴマ油小さじ1

C 砂糖小さじ1、塩少々

【作り方】

①ニンニク、シヨウガをみじん切りにし、ゼンマイは5cm長さに切る。

②牛肉は適当な大きさに切り、Aの調味料で下味をつけ、フライパンで炒めて取り出す。同じフライパンでゼンマイを炒め、しょうゆを加える。

③ニンニクは千切りにして、下茹でし、ホウレンソウは茹でて食べやすい長さに切り、モヤシは茹でて水気をきる。

④Bのネギと調味料を煮立ててタレを作る。③の野菜と白コマを合わせてナムルを作る。

⑤卵とCの調味料で、薄焼き卵の千切りを作り、錦糸卵にする。

⑥皿にご飯を盛り、材料を盛りつける。

●問合せ 保健医療課健康支援室

☎ 53・2111 (内線261)

または各支所地域福祉課

包括支援センターだより



介護予防教室に参加してますます元気に

元気なうちから心身の機能の低下を防ぐため、各地区で介護予防教室を開催しました。参加した人は、それぞれが目標をもって取り組み、自分に合った運動や栄養、口腔の機能維持などを学び、日々の生活の中で実践しています。

今回は、山北地区で実施した二次予防事業※1「骨こつ健康教室」に参加した人から、意見や感想をいただきました。

※1二次予防事業とは、基本チェックリストの回答によって、運動や口腔、栄養などの項目で該当した人を対象に実施する介護予防教室です

普段、家庭では運動をあまりしていませんでしたが、理学療法士からの具体的な指導により、無理をしないで日に1~2回継続して行っています。そのおかげで、歩く時の足の運びが楽になりました。(73歳女性)

管理栄養士の指導を受けて、好き嫌いを反省し、バランスのとれた料理を作るよう励みたいです。(77歳女性)

歯科衛生士の講話ではお口の健康の大切さがわかり、正しい歯磨きや食前のお口の体操を続けたいと思いました。(77歳女性)

教室に参加した知識を友人にも伝えたいと言われたり楽しくなりました。(70歳女性)

平成24年度も各地区で、さまざまな介護予防教室を予定しています。健康の維持・向上を目指して夫婦や友達、近所の皆さんなどで参加し、楽しく介護予防しましょう。

●問合せ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線365) または各支所地域福祉課福祉室

消火器を設置しましょう！

消火器は、火災の初期段階において非常に有効です。火災から財産や身を守るためにも消火器を設置しましょう。

消火器の設置場所や種類など詳しくはお問い合わせください。



- ・家庭や職場などの避難口と避難経路
- ・消火器の設置場所や使い方
- (もし、消火器の耐用年数が近づいていたら、早めに取り替えましょう)
- ・地震や水害などが発生したときの指定避難所

【確認事項】

東日本大震災が発生してからもつすべー1年になります。この災害は、各地に大きな被害をもたらし、多くの尊い命が奪われました。災害はいつ起こるかわかりません。日ごろから災害に備えておきましょう。

春になると進学や就職などにより、新たな生活をスタートさせる人も多いと思います。生活環境が変わっても災害への心構えを忘れてはいけません。

そこで、次の点について家庭や職場などで事前に話し合い、確認をしておきましょう。

災害に備えておきましょう

まちから119



●問合せ
消防本部

☎ 53・0119

平成24年災害件数 (毎月更新)

災害種別	1月	1月末までの累計	
		本年	昨年
火災	3件	3件	1件
救急	226件	226件	276件
救助	4件	4件	1件
その他の災害	11件	11件	26件

※その他の災害は「警戒」「調査」「水防」「その他(土砂災害・漏油事故)」「ポンプ車の救急出動」など



今回は、
荒川地区です



このコーナーでは、村上の未来を担う子どもたち、「わが家の宝」を紹介します。

歌に踊り、おしゃべりが大好きな真央。洗濯物をたたんだり、ゆで卵をむいたり、理央の面倒も見てくれて、とても頼れるお姉ちゃんです。

理央は、テレビの前で踊って手をパチパチしたり、仕事へ行くパパに一生懸命に手を振ったりする姿がとてもかわいいです。

最近では、真央がよちよち歩きの理央の手を引いて、うれしそうに散歩しています。

これからも仲良し2人の成長が楽しみです。



渡邊

孝行さん (田島)
裕子さん
真央ちゃん (3歳)
理央ちゃん (1歳)

図書館ひろば

村上市立中央図書館 ☎53-7511

【中央図書館新着図書】

- ◆ 眺望絶佳 (中島京子)
- ◆ とんずら屋弥生請負帖 (田牧大和)
- ◆ 歪 (堂場瞬一)
- ◆ きなりの雲 (石田千)
- ◆ サラの柔らかな香車 (橋本長道)
- ◆ フラミンゴの村 (澤西祐典)
- ◆ 義烈千秋天狗党西へ (伊藤潤)
- ◆ ピース・オブ・ケーキとトゥワイス・トールド・テールズ (金井美恵子)
- ◆ 空中都市 (小手鞠るい)
- ◆ 再会の街―探偵・竹花― (藤田宜長)
- ◆ 金ヶ崎の四人―信長、秀吉、光秀、家康― (鈴木輝一郎)
- ◆ 文明の子 (太田光)
- ◆ 絶海ジェイルークの悲劇 '94― (古野まほろ)
- ◆ 覆面介護師ゴージャス★ニュードゥ (木村航)

図書館職員のおすすめ本

『あの頃ぼくらはアホでした』 東野 圭吾 著

ベストセラー作家 東野圭吾の、「アホ」な思い出をつづったエッセイ集。荒れた中学時代から就職活動をする大学時代まで、その時代背景とともにコミカルに表現されています。

- ◆ クルイタイ (二宮敦人)
- ◆ トライアウト (藤岡陽子)
- ◆ 一生歩ける!カラダづくり (伊藤和磨)
- ◆ 若返り食堂-50歳を超えても30代に見える人の食の習慣術- (南雲吉則)
- ◆ よくわかるパニック障害・PTSD (貝谷久宣)
- 妖怪一家九十九さん (富安陽子)
- ネジマキ草と銅の城 (パウル・ビーヘル)
- ゆきひらの話 (安房直子)
- キツネたちの宮へ (富安陽子)
- くらぐみ小太郎旅日記 その7 秘湯、まほろし谷の怪の巻 (飯野和好)
- 黒魔女さんが通る!!part14 5年生はつらいよ!の巻 (石崎洋司)
- ホラー横丁13番地 1 吸血鬼の牙 (トミー・ドンパンド)
- いたいいたいのとんでゆけ (野村たかあき)

◆…一般書 ○…児童書

図書館利用についてのQ&A

中央図書館を利用する際に、よくある問合せにお答えします。

- Q1 土・日曜日は開館していますか?
A1 開館しています。また祝日も開館しています。
休館日は、毎週月曜日 (月曜日が祝日の場合は、その直後の平日) と毎月第2金曜日です。それ以外は、年末年始、蔵書点検期間が休館日となります。
- Q2 開館時間は何時から何時までですか?
A2 火～金曜日は午前9時から午後7時まで、土・日曜日、祝日は午前9時から午後5時までです。

○おたんじょう

氏名(ふりがな)	届出人	町内会名または住所	氏名(ふりがな)	届出人	町内会名または住所
村上地区			神林地区		
和冬(かずと)	熊倉健春	岩船三日市	ちさ	坂上慎治	松喜和
漣音(れんと)	木村賢佑	寺町	佳吾(けいご)	岸和也	北新保
龍歩(りゅうと)	室橋修	塩町	継叶(つぐと)	羽多野悟	松喜和
楽來(らら)	佐藤大地	南町一丁目	京平(きょうへい)	坂上和則	福田
一翔(かずと)	本間邦治	石原	真優(まゆ)	横山浩	塩谷
愛梨(あいり)	井上達也	瀬波温泉二丁目	里奈(りな)	河内裕介	桃川
			心結(みゆ)	中山厚史	里本庄
荒川地区			朝日地区		
翔太(しょうた)	渡邊利郎	荒川松山	明希(あき)	太田聡	檜原
奏(かなで)	荒木義幸	坂町	謝太郎(しゃたろう)	小田直明	塩野町
咲文(さあや)	須貝龍助	大津			
悠生(ゆうせい)	近藤大輔	坂町			
祐斗(ゆうと)	佐藤正俊	山口			
			山北地区		
			杏海(あみ)	富樫健一	寝屋
			雪乃(ゆきの)	本間博之	鵜泊

●おくやみ

氏名	年齢	町内会名または住所	氏名	年齢	町内会名または住所	氏名	年齢	町内会名または住所
村上地区			荒川地区			朝日地区		
高野弘	82	岩船上大町	金子益郎	76	佐々木	石田正広	56	宮ノ下
松田惣平	78	久保多町	加藤功一	73	坂町	板垣與一	87	荒沢
横田ヒロ子	71	岩船上町	須貝八郎	68	前坪団地	相馬コトヨ	83	高根
村田マサイ	88	岩船上町	阿部幸助	98	春木山	高橋光盛	90	中新保
村山寅雄	88	岩船三日市	榎本真一	83	坂町	板垣リン	86	上中島
松田洋子	76	岩船上大町	中川金次郎	71	坂町	佐藤尚	87	寺尾
鈴木晃一	81	緑町一丁目	松田ハルイ	99	坂町	横井キイ	92	檜原
中村榮作	77	山辺里	三浦誠子	72	山口	石栗澄子	68	小川
藤山昭太郎	79	山居町二丁目	齋藤マツ	86	佐々木	遠山タニイ	84	高根
栗山綾子	79	細工町	渡邊シヨ	93	藤沢	大滝榮子	86	上野
中山ハナ	96	庄内町	高橋セ	93	名割	本間浩	84	石住
鈴木國一	73	飯野桜ヶ丘	神林地区			山北地区		
齋藤榮吉	77	早川	鈴木誠	76	平林	菅原勇	57	中継
渡邊茂	83	八日市	佐藤善司	89	福田	東ハナ	92	勝木
磯邊ミナイ	90	四日市	竹内コウ	86	新飯田	齋藤サカイ	90	北黒川
松本彌五右エ門	87	小国町	瀬賀寅四郎	92	塩谷	高橋悦子	82	府屋駅前通
勝見和夫	84	新町	瀬賀新一	98	塩谷	佐藤清藏	78	伊呉野
江見一男	76	山辺里	南保ミツ	76	有明	本間豊	83	鵜泊
大谷和子	82	飯野一丁目	加藤啓介	16	下助淵	板垣忠美	70	碁石
高橋キイ	103	飯野桜ヶ丘	佐藤アキノ	91	桃川	岩佐キチヨ	97	北中
佐藤レン	91	羽黒町	齋藤タマキ	90	平林	富樫廣美	65	寝屋
高橋英太郎	82	岩船上町	遠山芳猪	87	宿田	小野寺ミサヲ	88	勝木
初瀬寅藏	90	岩船中新町	鈴木フミ	80	平林			
大越ナミイ	89	浜新田	田村勇夫	69	塩谷			
			小池ミヤ	80	平林			

※1月11日から2月10日までの届け出です(敬称略) ※保護者やご遺族などの了解を得て掲載しています

人口と世帯数(2月1日現在)
()内は前月比



人口 32,078人(△28)



34,813人(△38)

計66,891人(△66)



22,797世帯(△1)

村上市の 文化財散歩

12 いわふね しゃそう いわふねのさく 石船神社社叢と「磐舟柵」

●問合せ 生涯学習課文化行政推進室 ☎72-6888

岩船港を見下ろす丘陵の上に、鎮座から千二百年余と伝えられる古社、石船神社があります。社殿を取り囲む社叢には、海岸部には珍しくヤブツバキやケヤキなどが多数植生しており、昭和33年には新潟県の天然記念物に指定されています。

周辺には古代遺跡が多く、神社を含む丘陵一帯が、『日本書紀』の大化4年(648)の記事にある「磐舟柵」の、推定地として有力視されています。また、境内には大正時代に建立された「磐舟柵跡」の石碑があります。

丘陵上の遊歩道は、春から新緑の季節には絶好の散策ルートで、歴史と自然を楽しむことができます。



岩船港大橋から望む石船神社社叢



「磐舟柵跡」石碑

編集後記

▶ 3月になりました。日に日に春の兆しを感じられるようになり、予想外の大雪に悩まされた冬も終わろうとしています。この時期は、卒園・卒業の時期でもあります。友人たちと別れ、新たな門出を迎える人たちが大勢います。その人たちの中には、新たな生活をスタートさせるために「引っ越し」をする人もいるのではないのでしょうか。今月号に掲載していますが、新生活を始めるにあたって引っ越しをする人には、必要な手続きがあります。掲載した内容はどれも大切な手続きですので忘れずにしましょう。㊦

推奨の木・花・鳥の紹介

【推奨の花(春)】『カタクリ』



万葉集にも出てくる春の花の一つで、古くから人々に親しまれてきた。市内の里山でも多く見られ、早春に紅紫色の可憐な花を咲かせ、春の訪れを告げてくれる。

むらかみ防災・防犯情報ねっと

メールでいつでもどこでも緊急情報をキャッチ!
<http://www.city.murakami.niigata.jp/i/ml/>
 右のQRコードで読み取るだけで簡単アクセス



編集・発行 村上市政策推進課
 〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
 ☎0254(53)2111内線531 FAX 0254(53)3840



市報むらかみは、資源保護のため再生紙と環境にやさしい大豆インクを使用しています。

印刷 村上印刷株式会社